

指宿広域市町村圏組合職員の分限及び懲戒の取扱いに関する規則

(平成6年指宿広域市町村圏組合規則第11号)

改正 平成25年指宿広域市町村圏組合規則第2号
平成25年指宿広域市町村圏組合規則第5号
令和2年指宿広域市町村圏組合規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、指宿広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成5年指宿広域市町村圏組合条例第9号。以下「分限に関する条例」という。）及び指宿広域市町村圏組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成5年指宿広域市町村圏組合条例第11号。以下「懲戒に関する条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(医師の指定)

第2条 分限に関する条例第2条第1項に規定する指定する医師は、指宿市又は南九州市の嘱託医を含むものでなければならない。

2 任命権者は、前項の指定する医師の診断の結果に従い降任、免職又は休職の処分を行う場合は、診断書の写しを、次条の説明書に添付するものとする。

(説明書の作成)

第3条 分限に関する条例第2条第2項に規定する書面は、処分説明書（別記様式）により作成するものとする。

(辞令の交付)

第4条 分限に関する条例第2条第2項に規定する処分は、全て辞令を交付して行わなければならない。

(説明書等の交付要領)

第5条 処分説明書、診断書の写し及び辞令は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員が、職員に対し直接交付しなければならない。ただし、直接交付し難い事由がある場合は、内容証明郵便等確実な方法により職員に送達しなければならない。

2 前項の文書の交付又は送達は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合においてはその内容を公示することをもってこれに替えることができ

るものとし、公示された日から2週間を経過したときに文書の交付があったものとみなす。

(減給の期間及び額並びに停職の期間)

第6条 減給の期間及び額並びに停職の期間は、懲戒に関する条例第3条及び第4条第1項に規定する範囲内において個々の場合について任命権者が定める。

(懲戒の手続等)

第7条 第3条から第5条までの規定は懲戒の場合に準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年指宿広域市町村圏組合規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月8日指宿広域市町村圏組合規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月9日指宿広域市町村圏組合規則第3号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

処 分 説 明 書				
交付年月日	年 月 日		整理番号	
処分者	職		氏 名	㊟
処 分 を 受 け た 職 員				
所属部局		職	氏名	
処分の時期	年 月 日		処分の種類 及び程度	
根拠法規			刑事裁判 との関係	刑事裁判に係属している。 いない。 起訴 年 月 日
処 分 の 理 由				
注				
<p>1 この処分に不服があるときは、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第49条の2の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に指宿広域市町村圏組合と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約（昭和53年4月1日施行）に基づき委託した人事委員会に対して審査請求をすることができる。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。</p> <p>2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えは、法第51条の2の規定により、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提訴することができる。</p> <p>(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は となる。）提起することができる。ただし、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。</p>				
注1 交付年月日	処分を受けた職員に説明書を交付した年月日			
2 整理番号	説明書を作成した事務部局の整理番号			
3 処分者	任命権者又はその委任を受けた公務員			
4 処分の種類及び程度	具体的に「懲戒減給3月給料5分の1」というように記載すること。			
5 処分の理由	具体的事実を記載のこと。			